

滝沢市新型コロナウイルス感染症予防接種について

1 対象者及び実施期間

滝沢市に住所を有する人で、次の条件に該当する場合、接種費用のうち下記の金額を助成します。接種を希望する人は医療機関備え付けの予診票（接種券）を使用して接種してください。

対象者	①接種日に 65 歳以上 ②接種日に 60～64 歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により、身体障害者手帳1級の人	
実施期間	令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日	
助成回数	1 回	
助成額	低所得者（生活保護世帯） 医療機関が設定する接種費用額（上限 15,600 円）	低所得者以外の人 7,800 円
自己負担金	「接種を受ける人の支払（負担）額」は、「各医療機関が設定した接種費用」から「滝沢市助成額」を差し引いた額です。医療機関会計窓口でお支払いください。 医療機関により接種費用が異なり、自己負担額は同額ではありませんので、ご注意ください。医療機関に接種費用を確認のうえ、接種することをお勧めします。	

※医療機関ごとに接種開始日が異なります。接種を希望する医療機関へお問い合わせの上、お受けください。医療機関にワクチンの在庫がなくなった場合は、早期に終了することがあります。

※令和 7 年度より助成額が変更となっております。

2 医療機関へ持参する物

- ・マイナンバーカード等の住所、氏名、年齢が確認できるもの
- ・自己負担金
- ・身体障害者手帳（対象者②に該当する人）
- ・接種費用公費負担証明書（生活保護世帯で市から送付された証明書をお持ちの人）

3 新型コロナワクチン予防接種とインフルエンザ予防接種との間隔

新型コロナワクチン予防接種とインフルエンザ予防接種は、同時接種ができます。

4 予防接種の有効性

ワクチン接種には、発症予防や重症化予防の効果があることが国内外の多くの報告で確認されています。既に新型コロナウイルス感染症に感染したことのある人でも再感染する可能性はあり、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。いずれの年齢においても重症化予防効果は発症予防効果より高いことが確認されています。また、海外では新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（long COVID、いわゆる後遺症）を減少させる可能性があることが報告されています。

5 予防接種を受けることができない人

- (1) 発熱している人（体温が 37.5 度以上）や重篤な急性疾患にかかっている人
- (2) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな人
- (3) 接種液の成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症※の既往歴のある者

※ アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状

- (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

6 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する人
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- (3) 過去にけいれんの既往のある人
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人
- (6) 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症又は凝固障害を有する人

7 接種後の注意事項

- (1) ワクチン接種後 24 時間は健康状態の変化に注意しましょう。特に、接種直後の 30 分以内は急激な健康状態の変化がないことを確認してください。
- (2) 予防接種当日（接種後 1 時間以上経過）は、入浴してもかまいません。ただし注射した部位を強くこすらないでください。
- (3) 接種当日はいつもの生活をしてかまいません。ただし、激しい運動や大量の飲酒は、接種後 24 時間は避けてください。

8 予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、ほとんどが軽度又は中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。また、年少者である方が副反応出現率は低いとされています。なお、国内での検討では、若年男性を中心に、心筋炎が報告されています。また、重篤な副反応としては、アナフィラキシーが報告されています。なお、接種後数日の間に胸痛、息切れ、ぐったりするなどの症状があった場合は、医療機関の受診が必要です。重篤な副反応がみられ、そのために医療を要した場合は、救済制度が適用となる場合があります。

9 問い合わせ先

滝沢市健康こども部健康づくり課 電話019-656-6527(直通)